

令和8年度 第1回北栄町地域福祉推進計画推進委員会

日時 令和8年6月1日(月)
午後1時30分～午後3時30分
場所 大栄農村環境改善センター
2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 令和8年度北栄町地域福祉推進計画の目標設定について

- | | | |
|-------------------|----------|------|
| ①北栄町地域福祉推進計画(本計画) | ・・・・・・・・ | 資料 1 |
| ②重層的支援体制整備事業実施計画 | ・・・・・・・・ | 資料 2 |
| ③成年後見制度利用促進計画 | ・・・・・・・・ | 資料 3 |
| ④再犯防止推進計画 | ・・・・・・・・ | 資料 4 |

(2) その他

4 連絡事項

(1) 次回委員会について

5 その他

6 閉 会

【名簿】北栄町地域福祉推進計画 推進委員一覧

委員数：15名以下

任期：2024(R6)11.1～2027(R9)10.31まで

		氏 名		区 分	所 属
1	町	チョウ ソ カ ベ 長曾我部 まどか		その他町長が認める者	学識経験者
2	町	スギカミ ジュンコ 杉上 潤子		地域福祉活動者	北栄町民生児童委員協議会
3	町	モリタ キョ コ 森田 清子		地域福祉活動者	// (主任児童委員)
4	町	ツガワ シュンジ 津川 俊仁		地域住民	北栄町自治会長会
5	町	ナカイ ミツ コ 中井 恭子		社会福祉関係者	北栄町障がい者地域自立支援協議会
6	町	カマダ ヒデコ 鎌田 栄子		社会福祉関係者	人権擁護委員
7	社協	マツムラ キヌコ 松村 絹子		社会福祉関係者	北栄町母子会
8	社協	エンドウ シンドロ 遠藤 倭文子		社会福祉関係者	北栄町精神障がい者家族会
9	社協	ヒオキ エイジ 日置 栄治		社会福祉関係者	北栄町老人クラブ連合会
10	社協	ムカイ 向井 さとみ		地域住民	第2層協議体(北条) よっしゃやらあ会
11	社協	タナカ ヨウコ 田中 陽子		地域住民	第2層協議体(大栄) よっしゃやらあ会
12	社協	ヤマモト マサ シ 山本 雅史		地域住民	
13	行政	マエタ ミユキ 前田 美友紀		その他町長が認める者	健康推進課長
14	行政	マツモト ユウジ 松本 裕実		その他町長が認める者	教育総務課長
15	行政	ワタナベ ケンジ 渡辺 健二		その他町長が認める者	生涯学習課長

事務局	推進委員会に出席する職員			
1	行政	カシマ キョヒコ 鹿島 聖彦		福祉課長
2		ヒシイ タケオ 菱井 健生		(担当) 町の地域福祉推進計画、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画
3		マツシマ 松嶋まゆみ		(担当) 重層的支援体制整備事業
4		イケダ ノブオ 池田 伸夫		地域包括支援センター長
5		カワモト ノブアキ 川本 伸明		介護保険室長
6	社協	マエタ エツコ 前田 悦子		局長
7		シバヤマ マサノリ 柴山 政則		(担当) 社協の地域福祉活動計画

令和8年度事業の進捗管理(目標設定)

基本施策		町・社協	現状(問題点)	課題(問題解決のための方向性)	具体的な取り組み	担当	令和8年度目標・内容
Ⅰ 地域で支えあうしくみづくり							
(１) 支えあい・見守りの充実	町		・少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などにより地域における生活課題が増大・多様化しています。 ・近所とコミュニケーションをとる機会が少なく、自治会内でも知らない人がいます。 ・日頃からの顔の見える関係、近所、地域のつきあいが薄れています。 ・近隣住民との関係が希薄な地域では、親族以外には頼れない状況が見られます。 ・様々な課題を抱えた人(障がい、認知症、自死、刑を終えて出所した人)などに対する理解が十分でないため、地域での支えあいや見守り体制が進んでいません。	・身近な範囲での見守りや助けあい活動を進めるため、地域での住民交流の活性化や支えあう意識を高めていきます。 ・自治会内でのコミュニケーション(あいさつや声かけ、集いの場など)を増やし、顔なじみの関係をつくれます。 ・地域の中で生活に支援の必要な人に気づき、声かけや必要な支援につなげる事が出来る人を増やします。	①講演や研修など様々な啓発活動を充実します ②地域の支えあいについてみんなで学ぶ機会の充実を図ります ③障がいや認知症などの理解を得る研修の充実を図ります ④認知症の人を見守り、支える地域づくりのため、ほくえい見守り安心ネットの取り組みを充実します ⑤自死に対する理解を深め、周囲の人がサインに気づけるよう啓発を行います	福祉課(全体)	①③ほくえい介護予防フェスタ2026を開催し、認知症の啓発を図る
						福祉支援室 包括支援センター	①③障がいや認知症の啓発の充実を図る ・あいサポーターの養成 ・認知症サポーターの養成 ・オレンジガーデニングプロジェクトの実施
						福祉課(全体)	②地域の支えあいに関わる活動者(ボランティア団体、民生児童委員等)が地域活動を行う上での課題を共有し、解決を図る取り組みを行う
						包括支援センター	④ほくえい見守り安心ネットの取り組みの充実を図る ・町報、研修会等でほくえい見守り安心ネット、二次元バーコードシールの周知を行う
						生涯学習課	①分かりやすいじんけんの話において啓発の充実を図る
						健康推進課	⑤自死に対する理解を深める啓発を行う ・自殺予防週間(9月)自殺対策強化月間(3月)に合わせ、町報掲載、健診会場等でのリーフレットや自殺予防啓発物品などの配布を実施 ・食生活改善推進員養成講座、民生児童委員協議会でゲートキーパー研修を実施 ・自治会で行ういきいき健康講座において、地域におけるゲートキーパーの役割や自殺予防に関する啓発を実施
	社協				社協	②あったかまごころサービスのニーズをマッチングできるよう養成講座への参加を促し、生活支援サポーターの増員を行う	
						③地域福祉活動推進のための活動助成金について、助成要件・内容の検討を行う	
						⑤支え愛連絡会を推進し、自治会内の福祉関係者と連携を図る(10自治会)	

基本施策	町・社協	現状(問題点)	課題(問題解決のための方向性)	具体的な取り組み	担当	令和8年度目標・内容
(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化	町	・ボランティア活動の参加者が固定化しています。なかでも若年層の参加が少ない傾向にあります。 ・地域の中での助けあい活動をする担い手が不足しています。	・ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど、年代を問わず気軽に参加しやすい環境づくりを進めていきます。 ・助けあい活動の担い手を養成する(増やす)機会を設けます。	①地域福祉活動をしている人や団体の活動を支援していきます	福祉支援室	①ボランティア団体や、民生児童委員協議会、保護司会等の活動支援を行う
				②地域での福祉活動をけん引する社会福祉協議会の体制を強化するための支援を行います	福祉課(全体)	②社会福祉協議会の実施する福祉活動への支援の実施 ・地域課題や取り組み方針の整理など、社協と共に協議検討を行う ・補助事業、地域ケア会議など活動上の支援の実施
	社協			①民生児童委員や福祉推進委員などと連携し地域福祉活動を進めます ②ボランティアセンターの活動を充実させ、ボランティア活動の活性化を図ります ③65歳未満を対象にした地域リーダーを養成します ④ボランティア養成講座を開催し、人材育成をします ⑤福祉やボランティア活動への理解と関心を深め「支えあい」の意識を高められるよう学校と連携して福祉教育を実施します ⑥共同募金を活用して地域福祉活動の活性化を図ります	社協	①福祉推進員の役割を伝え、福祉活動の理解を深める ・合同研修会の開催(福祉推進員、愛の輪協力員、民生児童委員、自治会長を対象)
						②ボランティア連絡会を開催し、各団体と情報共有や連携を図る。連絡会に参加されている団体以外で社協と関りのある団体にも会への参加を促す(こどもに関わっている団体など)
						③④ボランティア養成講座を開催し、人材育成を図る ・講座の周知方法:福祉推進員、愛の輪協力員などへ通知。ホームページ、広報紙「ふれあい」への掲載

基本施策	町・社協	現状(問題点)	課題(問題解決のための方向性)	具体的な取り組み	担当	令和8年度目標・内容	
Ⅱ 安心して暮らせるしくみづくり							
(1) 相談支援の充実	町	・様々な困りごとに対し、気軽に相談できる環境や、多機関の連携体制が十分に整えられていません。 ・支援が届きにくい人の把握が十分ではありません。 ・孤立している人などへ相談窓口などの情報が十分に届いていない可能性があります。	・分野ごとの相談支援機関の連携強化とともに、包括的な相談支援体制の充実を図ります。 ・気軽に相談できるよう身近な窓口の周知を行います。 ・支援を必要としている人や孤立している人を把握する取り組みを進めます。 ・訪問や情報発信などのアウトリーチを進め、支援を必要としている人や孤立している人とのつながりや個別支援の充実を図ります。	①役場のどの窓口でも、その世帯の生活上の様々な問題に気づき、必要な機関につなげていく体制をつくれます	福祉課(全体)	①②地域ネットワーク会議にて、多分野の援助職参加の研修会及び事例検討会を開催することで、連携強化と支援の充実、顔の見える関係づくりを図る	
				②相談窓口の体制の強化と多様化した相談に対応するため、行政及び相談支援機関の資質向上を図ります	福祉課(全体)	③幅広い手段による相談対応ができるよう検討を行う	
				③SNSなどを活用した相談対応について検討します	教育総務課(こども家庭センター)	①②こども家庭センターにおける相談支援体制の充実を図る ・こども、妊産婦、子育て世帯に対する、専門職による一体的な相談支援体制の構築 ・未入園児おむつ支給事業を通し、支援が必要な家庭の把握を実施	
				④町内の福祉・医療関係法人や民生児童委員などと連携し、支援の届きにくい人などの把握や相談窓口の周知を行い、必要な支援につなげます	福祉課(全体)	④支援の届きにくい人が相談につながるよう、町内法人や医療機関等へ相談窓口に関するチラシの配布、ホームページ等の媒体を利用した周知を行う ④訪問等により生活状況の把握や相談窓口の情報提供を行う	
	社協			①地域に出向き身近な相談相手として地域住民、関係機関、関係団体と連携して相談支援に取り組みます ②来所することが難しい人への世帯訪問など支援が必要な人が相談を受けられるようアウトリーチによる相談体制を整えます	社協	①いきいきサロン等の住民が集う場所に出向き、気軽に相談できる関係づくりを行う	
						②住民や関係機関等の相談者への支援を充実させる	
(2) 情報提供の充実	町	・必要な福祉の情報が届いていないと感じている人がいます。 ・困ったとき、どこに相談してよいのかわからない人がいます。	・福祉サービスの内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報などを、誰もが入手でき活用できるようにします。 ・高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達手段の充実を図ります。 ・必要な支援が行き届くよう、支援者間の適切な情報共有を進めます。	①情報提供の手段や、わかりやすい内容で提供できるよう工夫します ②相談窓口の周知を行います	福祉課(全体)	①②④高齢者、障がい者、ひとり親への支援施策等の分かりやすい情報提供に努める ・高齢者の暮らしのてびきを改訂し、支援内容を周知する ・障がい者、ひとり親の支援制度や、関係団体の周知に取り組む	
				③必要な情報が支援者間で適切に共有されるよう情報連携に努めます ④地域内での集まりなどを活用し、福祉の情報を提供します ⑤音声・点字対応の促進をし、その他手話通訳者、要約筆者などの育成に取り組めます	福祉支援室 教育総務課	①②こどもや子育て世帯への相談窓口、子育て支援サービス等について、SNS、母子手帳交付時やおむつ受渡し時を活用して周知する ②教育と福祉の連携に係る情報提供の充実に努める ・教育部局と連携し、障がい福祉サービスに係る情報提供の充実を図る ③福祉課(障がい関係)、健康推進課、教育総務課が、支援に必要なそれぞれの相談記録等を共有し、連携した支援に取り組む	
					福祉支援室	⑤関係団体等と連携し、視覚・聴覚障がい者に配慮した対応ができるよう支援員等の育成、周知に取り組む	
	社協				①地域での活動やボランティア、助けあい活動についての情報を住民や支援者に発信し、共有します	社協	①広報誌「ふれあい」・ホームページで地域での活動や既存の団体の活動内容等情報提供を行う

基本施策	町・社協	現状(問題点)	課題(問題解決のための方向性)	具体的な取り組み	担当	令和8年度目標・内容
(3)生活支援サービス提供の充実	町	・多様なニーズに対して現在のサービスでは対応しきれいていません。 ・運転免許証の返納や公共交通機関の利用のしにくさにより、通院、買物、外出などが困難になり、不自由さが生じています。	・通院や買い物など生活に必要な支援について、多様な主体による方法や手段を検討します。 ・共助交通の取り組みを広げていきます。	①NPO、ボランティア、民間企業などを含め、多種多様な主体と連携してサービスの充実を図ります	福祉課(全体)	①地域ケア会議やつながる会議において、多様な機関と連携し、ニーズ把握のための情報収集、課題の把握を行い、協議体との共有に取り組む
				②共助交通の活動を希望する人・団体への支援を行います	生活支援室	②共助交通をテーマにした講演会を開催し、活動団体を支援するとともに取り組み内容の周知を図る(社協委託)
	社協			①地域の助け合い活動などを推進する「協議体」を活用して、必要な支援体制を検討します	社協	①②第1層「ほくえい支え愛協議体」、第2層「よっしゃやらあ会」を開催し、必要なサービスや集いの場について協議、検討する
				②住民と一緒に、地域の実情に合った生活支援や方法について考えます ③地域住民の助けあいによる共助交通の伴走支援をします ④「あったか♡まごころサービス」を周知し、継続して実施します		③共助交通の取り組みを住民に周知する機会をつくる ・共助交通講演会の開催
(4)災害時の連携の強化	町	・地域において、発災時お互いに助け合うための事前の準備や情報共有が整っていません。 ・災害時に支援の必要な人が安全に避難するための情報や支援体制の構築が不十分です。	・自治会による地域における災害時の助けあいや平素の見守りについての検討を推進していきます。 ・避難やその後の生活支援に際しては、要支援者の特性や取巻く環境に応じた支援体制の構築を進めていきます。 ・災害ボランティアセンターの運営体制を整備します。	①全自治会に対し支え愛マップづくりの取り組みを推進します	福祉課(全体)	①支え愛マップの取り組みを周知する ②難病患者の個別避難計画の作成を推進する
				②支援を必要とする人の個別避難計画の作成を推進します	総務課(情報防災室) 福祉支援室	③防災訓練・防災研修を実施する ・町防災訓練(R8年度は県と共同開催)を実施し、災害時の連携意識の強化を図る ・障がい者地域自立支援協議会の防災研修を実施し、要支援者、支援者を交えて防災への理解を深める
				③誰もが防災情報を迅速に取得できるよう努めます	総務課(情報防災室)	③情報配信アプリの利用を推進する ・R6年度に導入した情報配信アプリからも災害情報を入手できることなどを周知し、利用を推進する
	社協			①全自治会に支え愛マップ作りを広めます ②災害時の模擬訓練などを実施し、災害ボランティアセンターの運営や町、企業との連携体制を強化します	社協	①支え愛マップの必要性を理解してもらい、マップ作成を推進する ②社協内で災害ボランティアセンターの役割や機能を確認するため研修会を開催する

基本施策	町・社協	現状(問題点)	課題(問題解決のための方向性)	具体的な取り組み	担当	令和8年度目標・内容	
(5) 権利擁護の推進	町	・認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人が増加していますが、支援に至るまでのサポートや周知が不十分なため、サービスにつながっていない場合があります。 ・成年後見制度についての認知度の不足や、受任する受け皿の不足など、利用に向けた下地が整っていません。 ・高齢者や障がい者、子どもへの虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)の通告は毎年一定数あります。	・成年後見制度の利用促進に向けた、制度の周知や受け皿の充実、支援の整備に努めます。 ・判断能力の有無に関わらず必要な時に必要な支援が受けられるような体制を整えます。 ・虐待・DVを受けていたり、その恐れのある人が早期に発見され、必要な支援につながるよう、虐待・DVを理解し、いのちの大切さについて意識向上を図ります。	①認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を擁護するために、「成年後見制度利用促進計画」に沿って、支援に取り組みます	福祉課(全体)	①「成年後見制度利用促進計画」に沿って、判断能力が十分でない人の権利擁護を図る ・中核機関と連携し、成年後見制度に関する入門講座、研修会の周知を図る ・権利擁護支援ネットワーク会議等で成年後見制度の適切な運用に係る検討を行う	
				②虐待を受けた人だけでなく虐待をした人に対しても、速やかに必要な支援に結びつけたり、早期の段階から相談できるよう、窓口などの周知を図ります	教育総務課(こども家庭センター) 福祉課(全体)	②③虐待やDVの防止に係る理解の促進と相談窓口の周知を図る ・広報や研修等を活用して、高齢者、障がい者、児童等の各分野における虐待防止の理解と早期相談のための相談窓口の周知を図る ・11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に集中的に啓発を行う	
				③虐待やDVの理解が進むように啓発活動を行います	福祉課(全体)	①成年後見制度の啓発を図る ・町報や研修等を活用し、制度の啓発や相談窓口の周知を行う ・中核機関と連携して制度の周知を図る	
	④障がいや高齢者、生活困窮などで住居が確保できない人への支援を検討します						
	社協				①成年後見制度や日常生活自立支援事業などについて広報紙や、出前説明会などによる啓発活動を促進します	社協	①住民や福祉事業所等を対象とし、法人後見事業と日常生活自立支援事業の概要や相談先を広報誌やホームページ等に掲載し、周知する
					②町と連携して成年後見などの支援が充実するよう組織づくりに努めます		②成年後見などの支援が充実するよう町と協議を行い、組織体制の強化を図る

基本施策	町・社協	現状(問題点)	課題(問題解決のための方向性)	具体的な取り組み	担当	令和8年度目標・内容
Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり						
(1) 居場所づくり・交流の場づくり	町	・自治会内に住民同士が気軽に話のできる場(機会)がありません。 ・仕事や家事が多忙なことやSNSの活用が主流となり、子ども会や生徒会などで集う機会が減少し、関係が取りにくくなっています。	・集う機会が少ない地域に集いの場ができるよう進めます。 ・様々な世代、対象が関心を持てる、また交流できるような事業を工夫していきます。	①障がいに対しての知識や理解を深めるため、あいサポーター研修など学習機会の充実を図ります	福祉支援室	①障がいに対する理解を深めるため、幅広い対象者に周知し研修を実施する ・障がい者地域自立支援協議会 権利擁護研修 ・あいサポーター研修 等
				②いきいきサロンなど居場所づくりの推進に取り組みます ③高齢、障がいといった分野に限定しない共生型サービスなど、ニーズがあった場合にはサービスの実施に向けた支援を検討します	包括支援センター	②こけないからだ講座の普及を継続し、地域の集いの機会を増やす取り組みを進める
	社協	・障がいに対しての知識や理解が深まっておらず、誰でも参加できる居場所となっていません。 ・いきいきサロンについて、参加者の固定化により、誰でも気軽に参加しやすいサロンとなっていません。また、世話人の負担感もあります。	・いきいきサロンの目的の理解を促すとともに、誰もが気軽に利用でき、負担感が少ないサロン運営を進めます。	①地域の実情に合わせてサロンが実施、継続できるよう、具体的な方法を提案します ②高校生ボランティアが企画運営する誰でも参加できる集いの場”おしゃべりHOUSE”の取り組みをPRし、集う場を広げていきます(多世代交流など) ③様々な世代や対象が関心を持てるメニューを検討し、交流の場づくりを推進します	社協	②集いの場に町内の高校に通う生徒が参加し、多世代交流ができる機会をつくる ③さまざまな分野や地域で活動する人、団体等と連携し、交流の場(ほっとかけはし、ほっとかけはし+ぷらす)を開催する
(2) 社会参加の推進	町	・地域社会からの孤立やひきこもりなどの問題により、社会参加しにくい人があります。また、その人に合った参加の機会が十分に確保されていません。	・社会とのつながりが少ない人が、安心して社会参加できる機会をつくります。 ・誰もが制限されることなく、就労の場や生きがいのある生活の場が確保されるよう努めます。	①障がいのある人や認知症の人、社会参加しにくい人など当事者の意見を聞きながら、就労や活動の場として地域資源(受け皿となる企業、農家など)の活用としくみづくりを推進します	包括支援センター	①オレンジカフェ「なう」に参加している認知症の人や、認知症に関わる人の意見や声を拾い、実現可能な仕組みや取り組みを検討する
					生活支援室	①ひきこもりに関する関係者連絡会を立ち上げ、町のひきこもり支援策の検討、関係機関等のネットワークづくりを行う
	社協	・障がいのある人や認知症の人が就労できる場や生きがいを持って生活できるような場が不十分です。	・様々なメニューや運営の工夫などで参加しやすい場づくりを進めます。 ・グループでの活動の方法やメンバーの役割分担の工夫を提案していきます。	①地域の集まりで活用できるレクリエーション用具を貸出します ②障がいや認知症のある人が地域とつながり生きがいが持てるよう、集いの場、交流の場への参加支援に努めます ③社会参加しにくい人が安心して参加できるよう個別の支援を行います ④老人クラブの活性化を支援します	社協	③地域において、ひきこもりに関する理解が深まるよう住民向けの講演会を開催する

北栄町重層的支援体制整備事業実施計画（第2期）

＊令和８年度

支援分類	現状（問題点）	実施事業	課題（問題解決のための方向性）	令和８年度目標（具体的な取組事項）
包括的相談支援事業	・必要な相談支援機関につながっていない場合がある。また、年齢による支援制度の切り替えなどにより、早期の支援につながらない場合がある。そのため、制度の狭間などの現状を把握し、可能な限り途切れのない支援体制を検討する。 ・複雑で多様な課題に対応するため、分野を超えた専門職や関係機関（者）によるアセスメントや支援の役割分担など連携体制を強化する。 ・多様な課題に気づき、必要な機関などと連携して対応するため、相談支援を担う担当者のアセスメント力などの向上を図る。 ・アルコールなどの依存症やヤングケアラーなど、対象者が困り感を感じていないケースへの相談対応力の向上を図る。	分野共通事項	・制度の狭間や本人の困り感のなさ等を理由に支援につながらない場合がある。将来突発的な問題が生じることがあり、介入のタイミングを見逃さないためにも、情報連携や関係機関のネットワーク形成、予防的支援の必要性を共有することが必要。 ・多分野合同で研修を開催するなど、より連携、ネットワークが充実するよう方法を検討する。	・早期支援と切れ目のない相談支援体制の構築に向けて、分野横断的なネットワークの構築と対応力強化を図る。
		地域包括支援センター	・支援の対象やが抱える複合的な課題に応じて、各分野との連携をさらに図る必要がある。	・多分野の援助職参加の研修会及び事例検討会を開催することで連携の強化と支援の充実、顔の見える関係づくりを図る。（10月2日・12月2日）
		障害者相談支援事業	・精神障がいやアルコール依存症などのケースの実態について、保健分野と福祉分野が情報を共有し、連携による相談体制の強化を図る必要がある。（福祉課と地区担当保健師の連携） ・支援の必要な人の把握や早期支援につながるよう町障がい者地域生活支援センターの運営体制を検討する必要がある。 ・ケースの課題に応じて適切な対応ができるよう各分野との連携強化が必要。	・地区担当保健師、基幹相談支援センター等との連携を強化し、相談及び早期支援体制の充実を図る。 ・障がい者地域自立支援協議会の研修等に幅広い機関の参加をうながし、連携の強化や課題の共有を進める。 ・地域ネットワーク会議での事例検討や支援会議等の場を通し、各分野の制度理解や対応力の向上に努める。
		利用者支援事業	・就学後のフォロー体制について検討が必要。 ・進学、卒業後の支援につなげるため引き続き連携の協議が必要。	・こども家庭センターが、こども、妊産婦、子育て世帯に対して一体的に相談支援を行う。 ・要保護児童対策地域協議会調整機関として、福祉、保健、教育の各課が連携し、虐待や養育に課題のある世帯の情報共有、支援検討を行う。 ・発達支援連携協議会として、乳幼児から青年期にわたる切れ目のない支援体制の整備充実を図る。
		生活困窮者自立相談支援事業	・課題に応じた対応ができるよう各分野との連携強化が必要。（障がいグレーゾーンや支援・受診拒否、制度の狭間、本人に困り感のないケースなど）	・個別ケースやネットワーク会議の場を活用して、多分野の関係機関との連携強化をすすめるとともに、早期に支援開始できるよう、困窮相談機関の役割等の周知を図る。
参加支援事業（ひきこもり支援推進事業）	・その人にあった参加の機会や場が提供できるよう、多様な分野の資源把握や連携を進める。 ・具体的な参加の機会の紹介や取り組みの例などを情報発信し、参加について関心のある人を増やす。 ・対象となる人の把握と支援を推進するため、地域内の多様な関係者とのプラットフォームづくりに取り組む。	—	・農家での活動や町内法人の行事参加も効果的な参加の場となることが分かった。個々の特性やニーズに応じたオーダーメイドの支援が必要なため、制度やサービスにとらわれない多様な分野の関係者とのつながりや連携が必要。 ・不登校からのひきこもりケースなど、面談が難しい方の関わりなど、アウトリーチ事業との連携も含め、包括的支援会議を有効活用する必要がある。	・ひきこもり状態にある方やその家族が相談につながりやすいよう相談窓口を周知する。 ・地域住民を対象にした講演会を開催し、ひきこもり支援についての啓発を行う。 ・取り組み状況や課題等を共有・協議するため関係者連絡会を開催し、協力体制を構築する。

支援分類	現状（問題点）	実施事業	課題（問題解決のための方向性）	令和８年度目標（具体的な取組事項）
地域づくり事業	・一人で悩みを抱え込まないよう、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりを進める。 ・地域で活躍する人を増やす取り組みを進める。 ・既存の資源がさらに活用されるよう、利用者の発掘や資源の周知を行う。 ・地域の中で自主交流できる場の確保を進める。 ・様々な理由で地域の活動や集いの場へ参加できない人もあり、多くの人に参加できる方法や機会、見守りの推進を図る。	分野共通事項	・分野ごとの取組み状況や課題を共有する機会を作ることができなかった。 ・生活支援体制整備事業、困窮者等のための地域づくり事業では、類似の目的を持つ取組みが多いため、全体の整理が必要。 ・こけないからだ体操の活動先には相談窓口の周知が図れているが、その他の場でも広く周知する必要がある。	・地域づくり事業の各事業において、利用者やその家族等が困りごとを気軽に相談でき、必要な機関につながる体制づくりをすすめる。
		地域介護予防活動支援事業	・それぞれの活動が継続できるようフォロー訪問等を継続するとともに、様々な理由で集いの場に参加できない人に対して、地域内の見守りや声かけが進むよう取組みの推進を図る必要がある。	・こけないからだ体操の普及や継続支援を行い、地域内での見守りや声掛けが進むよう周知する。 ・介護予防運動サポーター養成講座を開催し、地域で活躍する人を増やす。
		生活支援体制整備事業	・よっしゃやらあ会の活動や支え愛連絡会の継続実施をさらに推進する必要がある。	・支え愛連絡会の意義の周知と開催の働きかけを実施する。（10自治会） ・協議体の活動の活性化、見える化を図る。よっしゃやらあ会を開催し、地域の課題、ニーズと住民のできることが繋がるよう協議し実践する。
		地域活動支援センター事業	・住民や関係者に地域活動支援センターの活動や魅力を分かりやすく周知するなど、広く利用促進を図る。 ・対象者の把握を行うため、他機関との連携推進を図る。	・地域活動支援センターの周知、利用促進を図る。 ・障がい者地域自立支援協議会で事業所見学を行う。
		地域子育て支援拠点事業	・子育て講座や保護者がリフレッシュできるイベントを計画・実施でき、保護者同士が情報交換をしたり、会話を弾ませたりする姿が見られた。つながることで、継続利用となるよう、今後もイベント内容の検討や工夫が必要。 ・保護者からの相談に対応しながら必要に応じて保健師につなげたことで、フォローや情報提供ができた。今後も引き続き個別のケースにあった対応をしていくことが必要。	・利用者の発達に応じた遊びの工夫や環境整備を行うほか、子育ての情報を提供する「子育て講座」や、保護者がリフレッシュできるイベントを計画・周知・実施することで、子育て世代のつながりを広げ、孤立防止を図る。 ・保護者からの相談については、必要に応じて保健師・指導主事・園につなぐことで、継続的なフォローを実施する。 ・活動を通じて発達や関わりが気になるケースについて連携を取りフォローを実施する。
		生活困窮者支援等のための地域づくり事業	・孤立しがちな人の参加機会を作っていくことや、地域を巻き込んだ支援や機会のしくみづくりを検討することが必要。（多様な担い手がつながるプラットフォーム）	・地域の助け合い活動に関する理解を広げる取組を行う。（共助交通に関する講演会、孤立しがちな人の居場所づくり、多世代交流の場づくり等）

支援分類	現状（問題点）	実施事業	課題（問題解決のための方向性）	令和８年度目標（具体的な取組事項）
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・世帯訪問や関係機関からの聞き取りなどにより、支援が届きにくい人の把握を進める。 ・参加支援事業などとの連携を充実させるなど、必要な資源やしきみなどを検討する。 ・対象者にあった支援を行うため支援者の対応力の向上を図る。	—	・世帯訪問事業を継続実施したことで、気になる世帯や支援が必要と思われる世帯の把握、相談対応を行った。全世帯訪問するまで継続実施。 ・世帯訪問調査や実態調査にもとづき把握した世帯に対し、対応が急がれるものについては適宜対応したが、それ以外のケースへの支援方針の検討や傾向分析を行う必要がある。	
多機関協働事業	・制度や年齢の狭間、対応できていない課題などを把握する。（不登校からのひきこもり、障がい福祉サービスの子どもから大人への移行で生じている課題など） ・庁内外を問わず、教育分野や労働分野、司法分野など、多様な部署や専門職、団体、機関との連携を強化する。 ・複合課題や分野共通課題に関する対応力向上研修を実施する。（地域ネットワーク会議などの既存の場を活用した研修、事例検討） ・ひきこもりや孤立している人、身寄りのない人など、特定の分野に限定しない課題について、必要な支援体制を検討する。	—	・多機関協働事業で対応中のケースの進捗管理を徹底する必要がある。包括的支援会議は出席者の日程確保が難しく、先の日程となってしまうため、効果的に開催できる方法を検討する必要がある。 ・各相談支援機関でも多分野連携に取り組んでおり、福祉関係分野を中心とした連携体制は整ってきている。福祉分野以外の関係機関とのネットワーク形成が課題。（つながらず会議等を活用して連携機関を増やす） ・孤独・孤立やひきこもりなど、制度の狭間への対応策を検討する必要がある。（不登校からのひきこもりに対し、教育分野と情報連携について協議の場を設定するなど）	・分野横断的研修を実施し、対応力の向上やネットワーク強化を図る。 ・住民や関係機関等に対し、ひきこもりや孤立等、分野を限定しない相談に関する対応窓口の周知を行う。訪問等により生活状況の把握や相談窓口の情報提供を行う。 ・こども家庭センターや教育部局等と連携し、複合課題を抱える世帯等の情報共有や、相談体制の構築を図る。
その他	—	—	・SNSを活用した相談窓口の開設は現状では難しい（ノウハウ、体制）。町内関係機関に協力を依頼するなど、地域の中で気軽に相談できる窓口を増やせるよう取組む。 ・重層事業全体の取組みが分かりにくい。外部へ取組みを発信し地域づくりの取組みに関心を持つ人を増やしたり、効果的な事業展開を進めるため、事業全体を整理し見える化することが必要。	・包括的支援体制整備計画（仮）の策定

取組内容	令和8年度目標
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの取り組み ○本人を取り巻く支援者が連携して支援できるよう、地域連携ネットワークの構築を推進する。町は一次相談支援を担い、制度の浸透を図る。 ○広域的な連携ネットワークとして、「権利擁護支援ネットワーク会議」、「中核機関連絡調整会議」において情報連携や課題解決を図る。 ○中核機関の機能として下記の機能、効果を担う。 ・広報機能 ・相談機能 ・成年後見制度利用促進機能 ・後見人支援機能 ・不正防止効果	・成年後見制度の相談窓口や、制度の周知に係る広報を継続して行う。(Ⅱ－(5)町①、社①) ・支援に関わる関係機関等へ制度に係る周知、浸透を図る。(Ⅱ－(5)町①、社①) ・権利擁護支援ネットワーク会議、連絡調整会議において権利擁護に係る課題を広域的に検討する。(Ⅱ－(5)町①) ・市民後見人の活動、後見人の担い手不足に関する課題に継続して取り組む。(Ⅱ－(5)町①、社①②)
(2) 意思決定支援の普及に係る取り組み ○意思決定に係るそれぞれの過程に必要な支援を行う、意思決定支援の考え方の浸透・普及に取り組む。	・エンディングノートの出前講座を実施する。(Ⅰ－(1)町①) ・中核機関で実施する成年後見制度の入門講座などの中で、意思決定支援の普及・浸透を図る。(Ⅱ－(5)町①)
(3) 利用支援事業の活用促進の取り組み ○成年後見制度利用支援事業が適切に受けられるよう、制度の見直しや周知に取り組む。	・利用支援事業の周知を継続し、制度の整合性や見直しに関して中核機関連絡調整会議で検討を行う。(Ⅱ－(5)町①)

基本方針	計画の取組内容	令和8年度取組目標
1 就労・住居の確保など	・生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、就労支援や家計改善などの自立に向けた支援と情報提供・助言を行うとともに、社会福祉協議会と連携して緊急的な食糧支援、資金貸付を行う。 ・公共職業安定所と連携し、町内2カ所で、毎月出張相談を開催し、就労に関する支援を行う。 ・離職などに伴う収入の減少により、住居を失うおそれのある人に対し、一定期間、家賃相当額などを支給する。 ・生活保護を必要とする状態にあり、安定した住居がない人について、住宅扶助を支給し、住宅確保を支援する。 ・環境的・経済的理由により、在宅生活の困難な高齢者には養護老人ホームへの入所を支援する。	
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進など	・介護、障がい、子ども、生活困窮など、様々な困りごとなどの相談を幅広く受け止め、必要な情報の提供と抱える課題の解決に向けて関係機関への連絡や連携した支援を行う。 ・高齢者や障がいのある人など、福祉的な支援が必要な人に対して、鳥取県地域生活定着支援センターなど関係機関・団体などとの連携強化を図り、社会復帰及び地域生活への定着を支援する。 ・アルコールなどの依存症に関する相談・支援を行うとともに依存症支援拠点機関や依存症専門医療機関へつなげる。 ・認知症などの判断能力が不十分な人に対して、財産管理や契約などを行う成年後見制度の利用促進を図る。	・地域生活定着支援センターなど、関係機関と連携し、課題の把握に取り組む。（Ⅱ－（2）町③） ・関係団体等と連携し、「社会を明るくする運動」の啓発活動に取り組む。（Ⅰ－（2）町①） ・様々な困りごとの相談を幅広く受け止め、適切な関係機関へつなぎ、連携した支援に取り組む。（Ⅱ－（1）町④）
3 学校などと連携した修学支援など	・青少年育成北栄町民会議を中心に、学校やPTA、町内自治会、各団体・事業所・民生児童委員・更生保護ボランティアなどと連携して、「あいさつ運動」「見守りパトロールなどの実施」「健全育成の啓発」の事業を実施し、青少年の健全育成を図る。 ・倉吉地区少年補導センターの街頭補導に協力し、少年非行防止の取り組みを推進する。 ・警察・更生保護ボランティアなどの協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止などのための教育を推進する。	
4 民間協力者の活動の促進など	・7月の社会を明るくする運動を中心に犯罪や非行の防止と犯罪をした人の更生について、住民への理解を深めるため、保護司会及び更生保護女性会と連携・協力して広報誌やホームページなどで広報啓発活動を実施する。 ・更生保護ボランティアの活動を促進するため、保護司会及び更生保護女性会の活動を支援する。	